

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本事業に係る契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和6年2月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

学校安全対策マニュアルの全面改訂に伴う業務支援委託

(2) 目的

世田谷区教育委員会では、学校保健安全法により策定が義務付けられている「危険等発生時対処要領」に対応するものとして、「学校安全対策マニュアル」を策定し、区立小・中学校、幼稚園へ配付しているが、前回の全面改定は平成23年度であり、12年が経過している。

本業務は、「学校安全対策マニュアル」（小学校版・中学校版・幼稚園読替版）の全面改訂を行うことで、文部科学省が策定した「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）及び「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）と整合性をとるとともに、新型コロナウイルスなどの感染症対策、ICT環境の進展に伴う情報管理、その他学校現場で生じている新たな危機事象への対応について反映することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1のとおり

(4) 契約期間（予定）

契約締結日（令和6年5月中旬）～令和7年3月31日

2 提案限度額

5,508,800円（消費税及び地方消費税含む）

図書の購入、調査の実施等に係る経費等はすべて受託者が用意し、その必要経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。

3 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。ま

た、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日 23世経理第709号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (7) 官公庁において、令和元年度から令和5年度の5年間に、学校における危機管理に関する調査・分析業務や、マニュアル編集業務の受託実績があること。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本件業務を行うために必要な学校安全に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) マニュアル改訂に係る情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制(配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等)
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区教育政策・生涯学習部教育総務課調整係 大野、宮野

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

(世田谷区役所第1庁舎4階)

電話：03-5432-2652 ファクシミリ：03-5432-3028

E-mail：SEA02028@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

期間：令和6年2月29日(木)から3月14日(木)正午まで

場所及び方法：世田谷区ホームページで閲覧の上、ダウンロードによる

[世田谷区トップページ](#)→[目次から探す](#)→[区政情報](#)→
[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)→

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/004/d00208614.html>

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和6年3月14日（木）正午まで（必着）

場所：上記「(1) 担当部課」に同じ

方法：持参または郵送（書留郵便に限る）による

(4) 招請通知（参加資格結果通知）の発送

発送日（予定）：令和6年3月15日（金）

(5) 質問書の提出期限及び方法

期限：令和6年3月22日（金）正午まで（必着）

方法：上記「(1) 担当部課」に記載のメールアドレスへ提出

(6) 提案書の提出期限並びに提出場所

期限：令和6年4月12日（金）正午まで（必着）

なお、提出にあたっては事前に、上記「(1) 担当部課」へ電話にて連絡すること。

場所：上記「(1) 担当部課」に同じ

方法：持参に限る

(7) プレゼンテーションの実施について

提案書の審査により上位4社程度を対象にして、第二次審査としてプレゼンテーションを実施する。実施日については、招請通知発送の際に合わせて事前に通知し、実施場所等詳細については上記対象者に対し、第一次審査結果通知とともに通知する。

7 その他

(1) 応募にあたっての留意事項

①応募者は、提案書に関して、本区から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、応募者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。

②応募に要する費用及び応募の際に必要な費用は、すべて応募事業者の負担とする。

(2) 配布書類等の扱い

応募事業者の募集に関する書類は、本件への応募にかかる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募にあたり、知り得た区の情報については、守秘義務を遵守すること。

(3) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者として、契約に向けての業務内容、契約条件等の協議を行う。

(4) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されな

い。

- (5) 「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。
- (6) 本事業に係る契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件する。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本選定過程で提出された提案書等は、返却しない。
- (9) 本件の成果物の著作権等は、区に帰属する。
- (10) 区は、提案書等を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (12) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に、提案書の複製を作成することができる。
- (13) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 提案書の提出後に「3 参加資格要件」に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (16) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (17) 契約保証金 免除
- (18) 契約書作成の要否 要
- (19) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (20) 関連情報を入手するための照会窓口 前記6（1）担当部課に同じ。
- (21) 詳細は説明書による。